

役員の報酬等並びに費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則では、特定労働者協同組合ワーカーズコープの役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「報酬」は雇用関係にない役員、監事に支給する。
- (2) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 「(別表) 役員報酬表」に基づき、月額定額にて毎月一定の日に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第4条 報酬を受け取る役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費 用)

第8条 報酬を受け取る役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また必要に応じて前払いすることができる。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会にて行う。

附 則

この規則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

役員報酬表

役員手当、報酬について(月額)

役職	理事手当/監事手当
	理事手当 10,000円

監事手当 10,000円

役職	事務局員
----	------

1. 基本給

等級	金額	備考
1	230,000	
2	230,000	
3	230,000	
4	230,000	
5	230,000	
6	230,000	
7	230,000	
8	230,000	
9	230,000	
10	230,000	

2. (責任)手当

等級	金額	備考
1	40,000	事務局員
2	60,000	事務局長
3	70,000	専務理事
4	80,000	副理事長
5	100,000	理事長
6		
7		
8		
9		
10		

3. (職能給)手当

号	団員1級	団員2級	団員3級	団員4級	団員5級	団員6級
1	10,000	15,000	20,000	30,000	40,000	50,000
2	11,000	16,000	21,000	31,200	41,200	51,000
3	12,000	17,000	22,000	32,400	42,400	52,000
4	13,000	18,000	23,000	33,600	43,600	53,000
5	14,000	19,000	24,000	34,800	44,800	54,000
6	15,000	20,000	25,000	36,000	46,000	55,000
7	16,000	21,000	26,000	37,200	47,200	56,000
8	17,000	22,000	27,000	38,400	48,400	57,000
9	18,000	23,000	28,000	39,600	49,600	58,000
10	19,000	24,000	29,000	40,800	50,800	59,000
11	20,000	25,000	30,000	42,000	52,000	60,000
12	21,000	26,000	31,000	43,200	53,200	61,000
13	22,000	27,000	32,000	44,400	54,400	62,000
14	23,000	28,000	33,000	45,600	55,600	63,000
15	24,000	29,000	34,000	46,800	56,800	64,000
16	25,000	30,000	35,000	48,000	58,000	65,000
17	26,000	31,000	36,000	49,200	59,200	66,000
18	27,000	32,000	37,000	50,400	60,400	67,000
19	28,000	33,000	38,000	51,600	61,600	68,000
20	29,000	34,000	39,000	52,800	62,800	69,000

団員1級 清掃・事務など
 団員2級 運転など
 団員3級 介護・営繕・緑化・事務局員など
 団員4級 事務局長
 団員5級 専務理事
 団員6級 副理事長・理事長

4. 資格(国家資格)・技能手当

職種	金額	備考
介護福祉士	8,000	
ケアマネージャー	10,000	
調理師	3,000	
栄養士	8,000	
運行管理者	8,000	
清掃管理責任者	8,000	
ビルクリ技能士1級	15,000	
ビルクリ技能士2級	12,000	
ビルクリ技能士3級	8,000	
キャリアコンサルタント	5,000	
精神保健福祉士	10,000	

5. (家族)手当

等級	金額	備考
1	8,000	扶養家族である配偶者
2	4,000	子一人につき(18歳未満)